

<巻頭言>

健康日本21（第二次）地方計画の推進・評価のための健康・栄養調査の活用

横山徹爾

国立保健医療科学院生涯健康研究部長

Utilizing the Health and Nutrition Survey to promote and evaluate local planning of Health Japan 21 (2nd edition)

Tetsuji YOKOYAMA

Department Director, Department of Health Promotion, National Institute of Public Health

2000年度から取り組まれてきた第3次国民健康づくり運動「健康日本21」の最終評価が2012年に行われ、これを踏まえて「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の全部が改正され、2012年7月10日に「健康日本21（第二次）」として厚生労働大臣より告示された。健康日本21（第二次）は2013年度から取り組む第4次国民健康づくり運動である。

今後、都道府県等では地方計画を策定し推進していくことになるが、その際にはPDCAサイクルを展開して科学的な根拠に基づく定期的な評価・見直しを行い、効果的に施策を進める必要がある。その根拠を得るために地域住民の健康状態・生活習慣等を継続的にモニタリングしていく必要があります。同告示では、「国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項」として、「国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。」ことがうたわれている。

これらの調査のうち、都道府県健康・栄養調査などの地域健康・栄養調査は健康増進計画の評価に重要な役割を果たし、各自治体が独自に実施する調査である。しかし、従前の健康日本21の地方計画の中間評価・見直しでは、地域健康・栄養調査の調査設計と活用が十分に行われていなかったことから、平成20年度より国立保健医療科学院の短期研修「健康・栄養調査の企画・運営・評価に関する研修」によって自治体職員への研修を行い、改善を試みてきた。同研修等のノウハウを蓄積して厚生労働省研究班で開発した「健康増進施策推進・評価のための健康・栄養調査データ活用マニュアル」は「健康日本21（第二次）の推進に関する参考資料」（平成24年7月、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会／次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会）の中で「都道府県、市町村が統計学的検定を行う際は、厚生労働科学研究費補助金「健康増進施策推進・評価のための健康・栄養モニタリングシステムの構築」班において策定された、「健康増進施策推進・評価のための健康・栄養調査データ活用マニュアル」などが参考になる。こうしたマニュアル等を活用しながら、国及び地方自治体が効果的かつ正確な目標の評価を行い、今後の施策に役立てていくことが必要である。」と述べられており、地域における健康増進計画の最終評価と次期計画策定において活用されている。しかし、同活用マニュアルは健康日本21（第二次）策定前に作成されたものであることから、本特集では同活用マニュアルを発展させ、地方自治体における健康モニタリングの実施とそれに基づく評価・見直しのために役立つ内容とした。同活用マニュアル（<http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html>）も本特集と併せてご活用いただきたい。